

平成 30 年度 第 2 回 倉吉市下水道使用料審議会

日時：平成 30 年 11 月 27 日

午後 3 時 30 分

会場：倉吉市役所 第 1 会議室

1 開会

2 報告事項

- (1) 前回審議会議事録について

3 審議

- (1) 前回審議会でのご質問等について
- (2) 下水道使用料の改定案について

4 その他

- (1) 第 3 回審議会の開催日について
平成 年 月 日 () 時～
- (2) その他

5 閉会

<別冊資料>

- 1 前回のご質問等について 1 ページ
- 2 使用料改定案について 7 ページ

前回審議会でのご質問について

質問等の内容		第1回資料
1	各事業の概要について、例えば浄化槽がどういったものか知りたい。	1ページ
2	赤字部分は一般会計からの繰入金として補填しており、この中には、下水道を使用できない市民の税金も含まれるとあるが、これの割合はどれくらいか。	2ページ
3	人口減少になり節水器具などの普及で、これから使用量が減るから、下水道料金が不足する(増収が見込めない)と言われたが、水をもっと使いなさい、と言っているようにとれる。節水は必要だし、そのために徴収料金が減る、と言われても矛盾を感じるが。	2ページ
4	「使用料の経費回収率と不足額見込み」の表と、次のページの「使用料充当イメージ」のグラフが対応しておらず、全くわからない。	19～20ページ
5	林業集落排水施設について、26人という少数で、なぜ浄化槽の対応としなかったのか。	1ページ

1	
Q	各事業の概要について、例えば浄化槽がどういったものか知りたい。
A	→資料3ページ参照

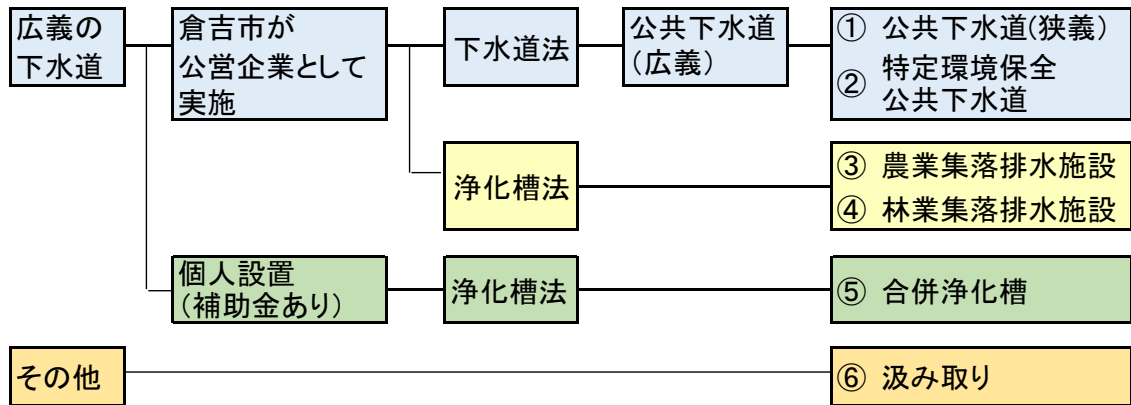
2	
Q	赤字部分は一般会計からの繰入金として補填しており、この中には、下水道を使用できない市民の税金も含まれるとあるが、これの割合はどれくらいか。
A	<p>平成29年度は、公共下水道事業の経営のため、一般会計から9億円以上繰り入れています。この9億円の中には、①市が公費で負担すべき部分と、②本来使用料で賄うべき部分があります。</p> <p>この①の公費で負担すべき部分以上の額を、税金を使って繰り入れている状況です。どの方が支払った税金が、どれだけ使われているかということ、厳密に区分することはできませんが、公共下水道や集落排水施設を利用できない地域の、合併浄化槽を設置しておられる2.5%、汲み取りを利用している5.6%の方の納付した税金も含まれています。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <p>①市が公費で負担すべき部分 ：公共用水域の水質保全</p> <p>②本来使用料で賄うべき部分 (受益者負担)：公衆衛生の向上</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p style="text-align: center;">(2) 下水道システム(汚水)の多様な受益者 <個人から不特定多数者まで> 国土交通省</p> <p>○ 下水道事業は、各戸からの汚水排除、地域の公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全と、受益の範囲が広範にわたる。</p> <p style="text-align: center;">← 広域的 便益の範囲 局所的 →</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 30%;"> <p>受益者: 不特定多数者 目的: 自然環境・水道・漁業・水浴の改善・確保・温暖化対策等</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 30%;"> <p>受益者: 地域住民等 目的: 公衆衛生の確保(地震時含む)</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 30%;"> <p>受益者: 個人 目的: 汚水の排水・トイレ</p> <p><small>※下水道が供用された区域には、地域の公衆衛生向上のために下水道法に基づく接続義務がある。</small></p> </div> </div> <p style="text-align: center;">下水処理場 — 幹線(主要な管渠) — 末端管 — 家庭</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">※(参考)下水道は利用者に対する利用の義務はなく、あくまで私法上の契約により供給される。</p> <p style="text-align: right;">出典: 国土交通省「下水道における費用負担の変遷」より</p> </div>

3	
Q	人口減少になり節水器具などの普及で、これから使用量が減るから、下水道料金が不足する(増収が見込めない)と言われたが、水をもっと使いなさい、と言っているようにとれる。節水は必要だし、そのために徴収料金が減る、と言われても矛盾を感じるが。
A	暮らしに欠かせない水を節水することは、大切なことです。 しかしながら、経費節減に努めているところではありますが、現状では、使用料収入で賄うべき費用(主に建設事業費の元利償還金など)が賄えておらず、不足分は一般会計から繰り入れています。今後、使用水量が大きく増加することが見込めず、この一般会計からの繰入額を減少させるため、今回の料金改定を審議していただくことになりました。

4	
Q	「使用料の経費回収率と不足額見込み」の表と、次のページの「使用料充当イメージ」のグラフが対応しておらず、全くわからない。
A	→資料4～5ページ参照

5	
Q	林業集落排水施設について、26人という少数で、なぜ浄化槽の対応としなかったのか。
A	林業集落排水事業の整備については、概ね10戸以上が対象人口(農業集落排水事業では20戸以上)となり、山村地域の環境整備を促進する目的で、合併前の旧関金町が実施しました。国から補助金が交付され、事業実施の働きかけがあったため、整備に至った状況です。 また、当時の関金町では、合併浄化槽の設置に対して補助金を交付する制度がなかったことも事業を行うひとつの要因になりました。

下水道事業の概要

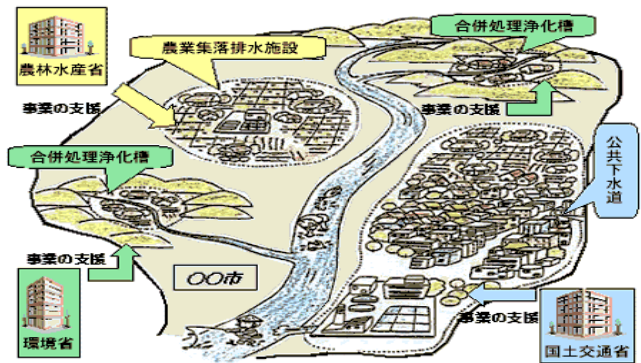


①公共下水道

- ・主として市街地における下水を排除、処理する。
- ・地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもの。
- (倉吉市は流域下水道に接続:湯梨浜町処理場) ※出典：国土交通省HPより
(国土交通省所管)

②特定環境保全公共下水道

- ・公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置される
- ・処理対象人口が概ね1000人未満
- ・水質保全上特に必要な地区において施行されるもの
- ・倉吉市では主として旧関金町が対象区域(国土交通省所管)



③農業集落排水施設

- ・農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設
- ・農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村の基礎的な生活環境の向上を図るため実施。
- ・各処理区に浄化槽法に基づく処理場がある。
- (農林水産省所管)

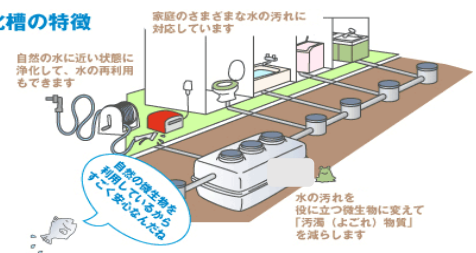
④林業集落排水施設

- ・山村地域の生活環境基盤の整備を促進するため実施。
- ・林業経営及び集落のし尿及び雑排水の処理に必要な施設を整備。
- ・浄化槽法に基づく処理場がある。
- (林野庁所管)

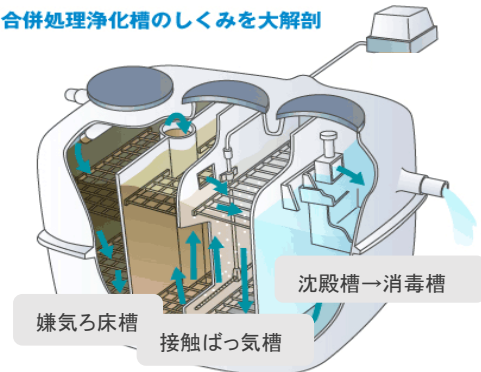
⑤合併浄化槽

- ・各家庭の敷地内に設けられる。
- ・微生物を利用して汚水を浄化し、きれいな水にして放流するための設備。
- ・以前は水洗トイレからの汚水だけを処理する単独処理浄化槽を設置出来たが、平成13年4月以降は、下水道予定処理区域以外では、水洗トイレからの汚水と、台所排水・浴室排水などの生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽でなければ設置できないことになった。
- ・条件を満たす場合は補助金が交付される。
- (環境省所管)

合併処理浄化槽の特徴



合併処理浄化槽のしくみを大解剖



※出典：「浄化槽のひみつ」環境省HPより

公共下水道使用料 経費回収率と不足額見込み（税込）

（千円）

年度		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H31～34 平均値
収入	使用料収入 ①	795,062	786,219	793,499	793,892	787,065	780,296	788,688
支出	使用料収入で賄うべき支出	919,279	881,310	893,552	897,110	892,702	908,600	897,991
	・元利償還金のうち、使用料を充てるべき額 （別表参照） ②	355,760	344,535	350,764	357,633	356,508	375,661	
	・汚水維持管理費 ③	527,583	503,456	509,469	506,158	502,875	499,620	
	・建設事業に係る人件費等 ④	35,936	33,319	33,319	33,319	33,319	33,319	
	使用料不足額 ⑤	△ 124,217	△ 95,091	△ 100,053	△ 103,218	△ 105,637	△ 128,304	△ 109,303
	不足分解消改定率	15.6%	12.1%	12.6%	13.0%	13.4%	16.4%	13.9%
	上記の経費回収率	86.5%	89.2%	88.8%	88.5%	88.2%	85.9%	

※注1：H29年度は、決算値、H30～34年度は見込み額

<参考>

元利償還金全体		A	1,362,226	1,281,871	1,250,339	1,231,536	1,237,903	1,204,953
財 源 内 訳	資本費平準化債収入	B	425,100	384,900	361,200	334,600	330,500	238,100
	国からの交付税措置	C	443,803	421,883	416,008	422,615	434,100	475,547
	一般会計繰入金（市負担分）	D	137,563	130,553	122,367	116,688	116,795	115,645
	使用料を充てるべき額 ②		355,760	344,535	350,764	357,633	356,508	375,661

＜H29年度使用料充当イメージ＞

収入 919,279 千円

(千円)

⑤ 使用料不足額 (一般会計繰入金) 124, 217	① 使用料収入 795, 062
-----------------------------------	---------------------

支出 919,279 千円

(使用料収入で賄うべき支出)

(千円)

② 元利償還金のうち、 使用料を充てるべき額 355, 760	③ 汚水維持管理費 527, 583	④ 建設事業に係る 人件費等 35, 936
---------------------------------------	-----------------------	------------------------------

＜参考＞

A 元利償還金全体 1, 362, 226千円 財源内訳

(千円)

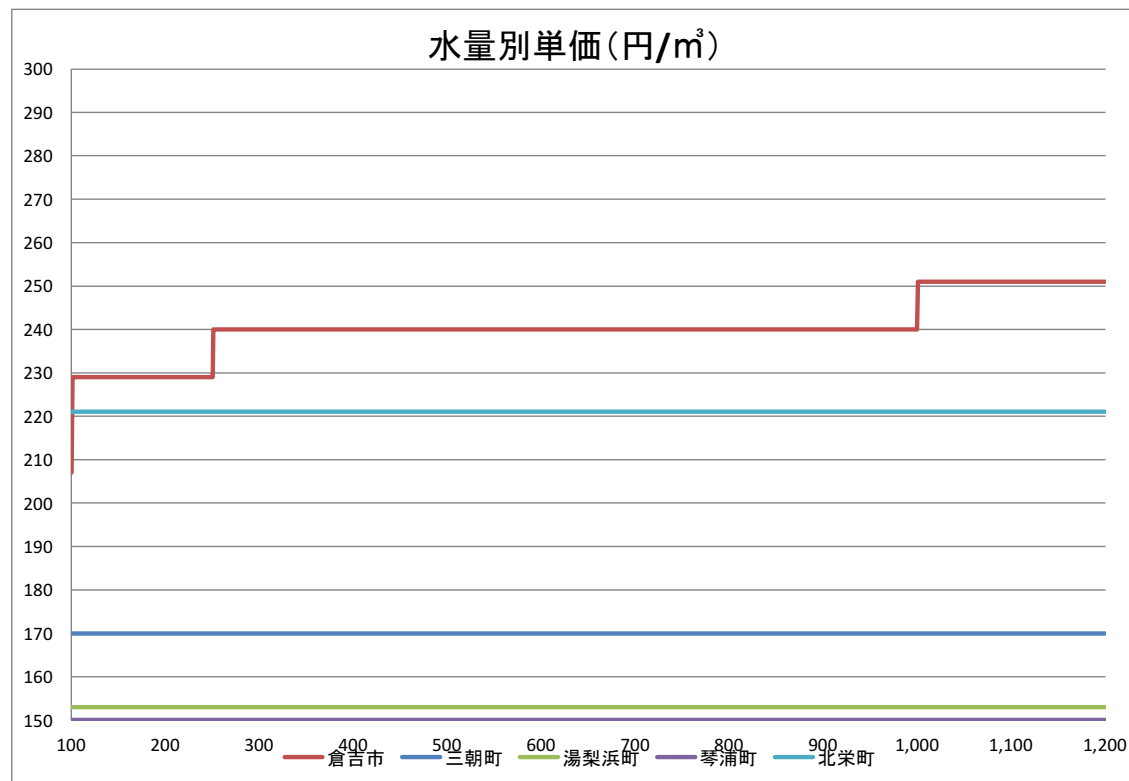
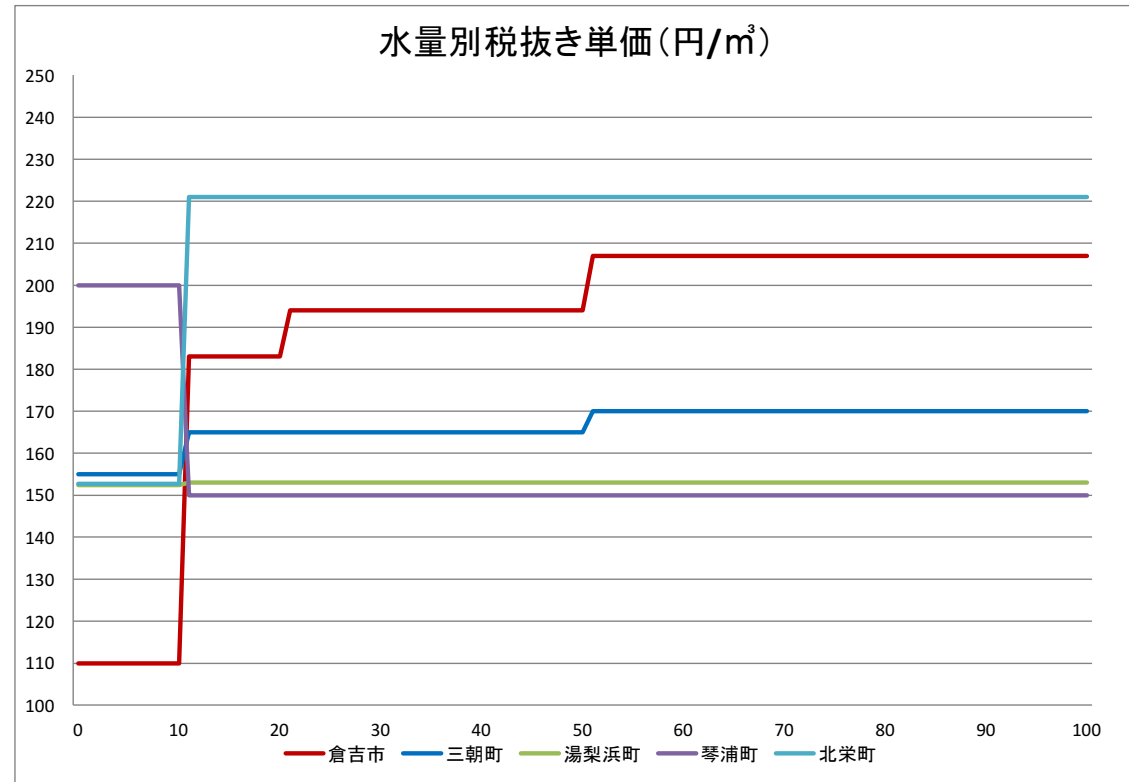
B 資本費平準化債収入 (借入金) 425, 100	C 国からの交付税措置 443, 803	D 一般会計 繰入金 (市負担分) 137, 563	② 使用料を充てるべき額 355, 760
----------------------------------	-------------------------	-------------------------------------	--------------------------

水量別使用料単価の比較(県内市町)

県内中部

(税抜:円)

汚水量 (m ³)	0	10	11	20	21	50	51	100	101	250	251	1,000	1,001	1,200
倉吉市	110	110	183	183	194	194	207	207	229	229	240	240	251	251
三朝町	155	155	165	165	165	165	170	170	170	170	170	170	170	170
湯梨浜町	152	152	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153
琴浦町	200	200	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
北栄町	153	153	221	221	221	221	221	221	221	221	221	221	221	221

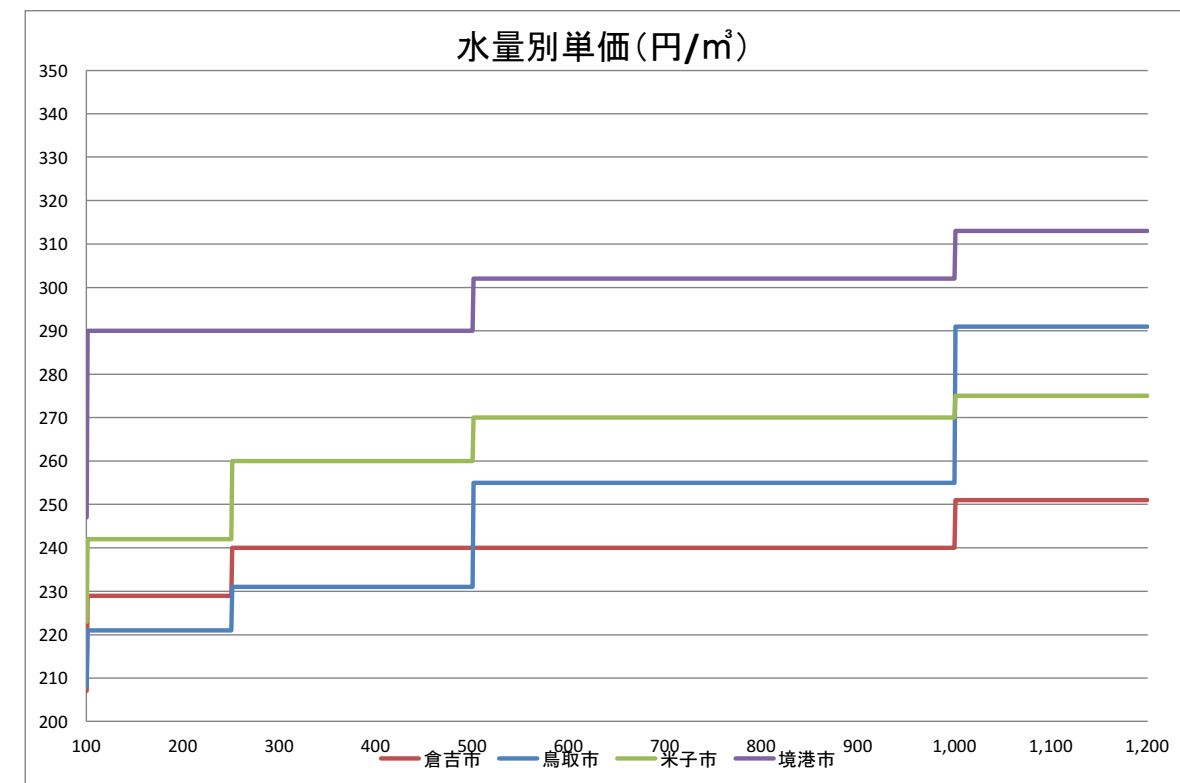
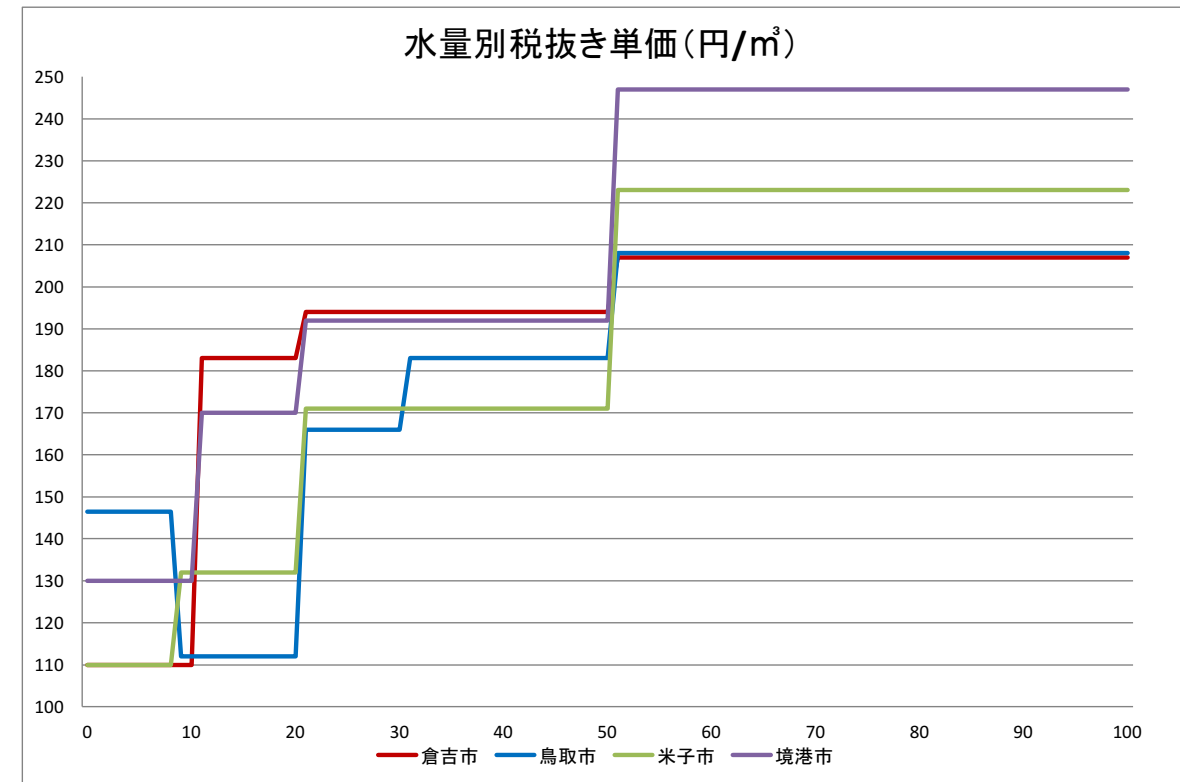


県内4市

(税抜:円)

汚水量 (m ³)	0	8	9	10	11	20	21	30	31	50	51	100	101	250	251	500	501	1,000	1,001	1,200
倉吉市	110	110	110	110	183	183	194	194	194	194	207	207	229	229	240	240	240	240	251	251
鳥取市	147	147	112	112	112	112	166	166	183	183	208	208	221	221	231	231	255	255	291	291
米子市	110	110	132	132	132	132	171	171	171	171	223	223	242	242	260	260	270	270	275	275
境港市	130	130	130	130	170	170	192	192	192	192	247	247	290	290	290	290	302	302	313	313

※単価ランク別に色分け



使用料の改定案

改定率案 (税込)

改定案	改定率	使用料 収入(A) (千円)	使用料 対象経費(B) (千円)	不足額 (=A-B) (千円)	経費 回収率 (=A/B×100)
現 行	-	788,688	897,991	△ 109,303	87.8%
案 ①	13.9%	898,316		325	100.0%
案 ②	11.0%	875,444		△ 22,547	97.5%
案 ③	8.2%	853,360		△ 44,631	95.0%

(使用料収入及び使用料対象経費は平成31年度から34年度の平均値で試算)

単価改定案 (税抜)

汚水量区分	汚水量区分	現 行 (円)	案 ① (円)	案 ② (円)	案 ③ (円)	水量割合※
0～ 10 m ³	基本	1,100	1,520	1,470	1,420	38.0%
11～ 20 m ³	従量 (1 m ³ あたり)	183	191	187	183	21.8%
21～ 50 m ³		194	202	198	194	16.1%
51～ 100 m ³		207	217	212	207	4.3%
101～ 250 m ³		229	239	234	229	5.3%
251～1,000 m ³		240	250	245	240	7.2%
1001m ³ ～		251	261	256	251	6.7%
浴 場 汚 水		55	62	61	59	0.0%
温 泉 排 水		116	132	128	125	0.6%

※水量割合・・・平成29年度各ランク別排水量の割合

使用料改定 各案の検証

案① ・経費回収率100%
 ・平均改定率13.9%

・税込み上げ幅は、現在の税率8%に対し、実際の負担となる消費税10%で試算

汚水量区分	料金体系	現行		
		単価	ランク差※	税込(8%)
0 ~ 10 m ³	基本	1,100円	—	1,188.00円
11 ~ 20 m ³	従量 (1 m ³ あたり)	183円	73円	197.64円
21 ~ 50 m ³		194円	11円	209.52円
51 ~ 100 m ³		207円	13円	223.56円
101 ~ 250 m ³		229円	22円	247.32円
251 ~ 1,000 m ³		240円	11円	259.20円
1,001 ~ m ³		251円	11円	271.08円

改定後(案①)		
単価	ランク差	税込(10%)
1,520円		1,672.00円
191円	39円	210.10円
202円	11円	222.20円
217円	15円	238.70円
239円	22円	262.90円
250円	11円	275.00円
261円	11円	287.10円

改定差額/改定率			
税抜差額	税込差額	改定率	税込改定率
420円	484.00円	38.18%	40.74%
8円	12.46円	4.37%	6.30%
8円	12.68円	4.12%	6.05%
10円	15.14円	4.83%	6.77%
10円	15.58円	4.37%	6.30%
10円	15.80円	4.17%	6.10%
10円	16.02円	3.98%	5.91%

※ランク差:汚水量区分前ランクとの1 m³あたり差額

改定案と現行使用料との比較

汚水量	現行(税込8%)	改定後(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m ³	1,188円	1,672円	484円	40.7%	5,808円
20m ³	3,164円	3,773円	609円	19.2%	7,308円
50m ³	9,450円	10,439円	989円	10.5%	11,868円
100m ³	20,628円	22,374円	1,746円	8.5%	20,952円
250m ³	57,726円	61,809円	4,083円	7.1%	48,996円
500m ³	122,526円	130,559円	8,033円	6.6%	96,396円
1,000m ³	252,126円	268,059円	15,933円	6.3%	191,196円
5,000m ³	1,336,446円	1,416,459円	80,013円	6.0%	960,156円

1ヶ月の汚水量目安(1人あたり7.9 m³)
 2人: 15.8 m³ 3人: 23.7 m³
 4人: 31.6 m³ 5人: 39.5 m³
 6人: 47.4 m³ 7人: 55.3 m³
 (倉吉市流域関連公共下水道事業計画
 1人1日あたりの汚水量255Lから算出:
 1ヶ月を31日で換算)

使用料改定 各案の検証

案② ・経費回収率97.5%
 ・平均改定率11.0%

・税込み上げ幅は、現在の税率8%に対し、実際の負担となる消費税10%で試算

汚水量区分	料金体系	現行		
		単価	ランク差※	税込(8%)
0 ~ 10 m ³	基本	1,100円	—	1,188.00円
11 ~ 20 m ³	従量 (1 m ³ あたり)	183円	73円	197.64円
21 ~ 50 m ³		194円	11円	209.52円
51 ~ 100 m ³		207円	13円	223.56円
101 ~ 250 m ³		229円	22円	247.32円
251 ~ 1,000 m ³		240円	11円	259.20円
1,001 ~ m ³		251円	11円	271.08円



改定後(案①)		
単価	ランク差	税込(10%)
1,470円		1,617.00円
187円	40円	205.70円
198円	11円	217.80円
212円	14円	233.20円
234円	22円	257.40円
245円	11円	269.50円
256円	11円	281.60円

改定内容
 ○案①と比較し、改定率を2.9%低く設定。
 基本使用料: 案①に対し△50円
 従量使用料: 案①の1/2の上げ幅 (50m³までは4円/m³、51 m³以上は5円/m³)
 ○10m³までの基本料金が36%の増(単身世帯の影響大)。

改定差額/改定率			
税抜差額	税込差額	改定率	税込改定率
370円	429.00円	33.64%	36.11%
4円	8.06円	2.19%	4.08%
4円	8.28円	2.06%	3.95%
5円	9.64円	2.42%	4.31%
5円	10.08円	2.18%	4.08%
5円	10.30円	2.08%	3.97%
5円	10.52円	1.99%	3.88%

※ランク差: 汚水量区分前ランクとの1 m³あたり差額

改定案と現行使用料との比較

汚水量	現行(税込8%)	改定後(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m ³	1,188円	1,617円	429円	36.1%	5,148円
20m ³	3,164円	3,674円	510円	16.1%	6,120円
50m ³	9,450円	10,208円	758円	8.0%	9,096円
100m ³	20,628円	21,868円	1,240円	6.0%	14,880円
250m ³	57,726円	60,478円	2,752円	4.8%	33,024円
500m ³	122,526円	127,853円	5,327円	4.3%	63,924円
1,000m ³	252,126円	262,603円	10,477円	4.2%	125,724円
5,000m ³	1,336,446円	1,389,003円	52,557円	3.9%	630,684円

1ヶ月の汚水量目安(1人あたり7.9 m³)
 2人: 15.8 m³ 3人: 23.7 m³
 4人: 31.6 m³ 5人: 39.5 m³
 6人: 47.4 m³ 7人: 55.3 m³
 (倉吉市流域関連公共下水道事業計画
 1人1日あたりの汚水量255Lから算出:
 1ヶ月を31日で換算)

使用料改定 各案の検証

案③ ・経費回収率95.0%
 ・平均改定率 8.2%

・税込み上げ幅は、現在の税率8%に対し、実際の負担となる消費税10%で試算

汚水量区分	料金体系	現行		
		単価	ランク差※	税込(8%)
0 ~ 10 m ³	基本	1,100円	—	1,188.00円
11 ~ 20 m ³	従量 (1 m ³ あたり)	183円	73円	197.64円
21 ~ 50 m ³		194円	11円	209.52円
51 ~ 100 m ³		207円	13円	223.56円
101 ~ 250 m ³		229円	22円	247.32円
251 ~ 1,000 m ³		240円	11円	259.20円
1,001 ~ m ³		251円	11円	271.08円



改定後(案①)		
単価	ランク差	税込(10%)
1,420円		1,562.00円
183円	41円	201.30円
194円	11円	213.40円
207円	13円	227.70円
229円	22円	251.90円
240円	11円	264.00円
251円	11円	276.10円

改定内容

○案①と比較し、改定率を5.7%低く設定。
 基本使用料: 案①に対し△100円
 従量使用料: 現行と同じ

○10m³までの基本料金が31.5%の増(単身世帯の影響大)、大口利用者の影響は少ない。

改定差額/改定率			
税抜差額	税込差額	改定率	税込改定率
320円	374.00円	29.09%	31.48%
0円	3.66円	0.00%	1.85%
0円	3.88円	0.00%	1.85%
0円	4.14円	0.00%	1.85%
0円	4.58円	0.00%	1.85%
0円	4.80円	0.00%	1.85%
0円	5.02円	0.00%	1.85%

※ランク差: 汚水量区分前ランクとの1 m³あたり差額

改定案と現行使用料との比較

汚水量	現行(税込8%)	改定後(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m ³	1,188円	1,562円	374円	31.5%	4,488円
20m ³	3,164円	3,575円	411円	13.0%	4,932円
50m ³	9,450円	9,977円	527円	5.6%	6,324円
100m ³	20,628円	21,362円	734円	3.6%	8,808円
250m ³	57,726円	59,147円	1,421円	2.5%	17,052円
500m ³	122,526円	125,147円	2,621円	2.1%	31,452円
1,000m ³	252,126円	257,147円	5,021円	2.0%	60,252円
5,000m ³	1,336,446円	1,361,547円	25,101円	1.9%	301,212円

1ヶ月の汚水量目安(1人あたり7.9 m³)
 2人: 15.8 m³ 3人: 23.7 m³
 4人: 31.6 m³ 5人: 39.5 m³
 6人: 47.4 m³ 7人: 55.3 m³
 (倉吉市流域関連公共下水道事業計画
 1人1日あたりの汚水量255Lから算出:
 1ヶ月を31日で換算)

改定案と現行使用料との比較（まとめ）

案 ①

汚水量	現行(税込8%)	案 1 (税込10%)	差 額	増加率	差額(年間)
10m ³	1,188円	1,672円	484円	40.7%	5,808円
20m ³	3,164円	3,773円	609円	19.2%	7,308円
50m ³	9,450円	10,439円	989円	10.5%	11,868円
100m ³	20,628円	22,374円	1,746円	8.5%	20,952円
250m ³	57,726円	61,809円	4,083円	7.1%	48,996円
500m ³	122,526円	130,559円	8,033円	6.6%	96,396円
1,000m ³	252,126円	268,059円	15,933円	6.3%	191,196円
5,000m ³	1,336,446円	1,416,459円	80,013円	6.0%	960,156円

案 ②

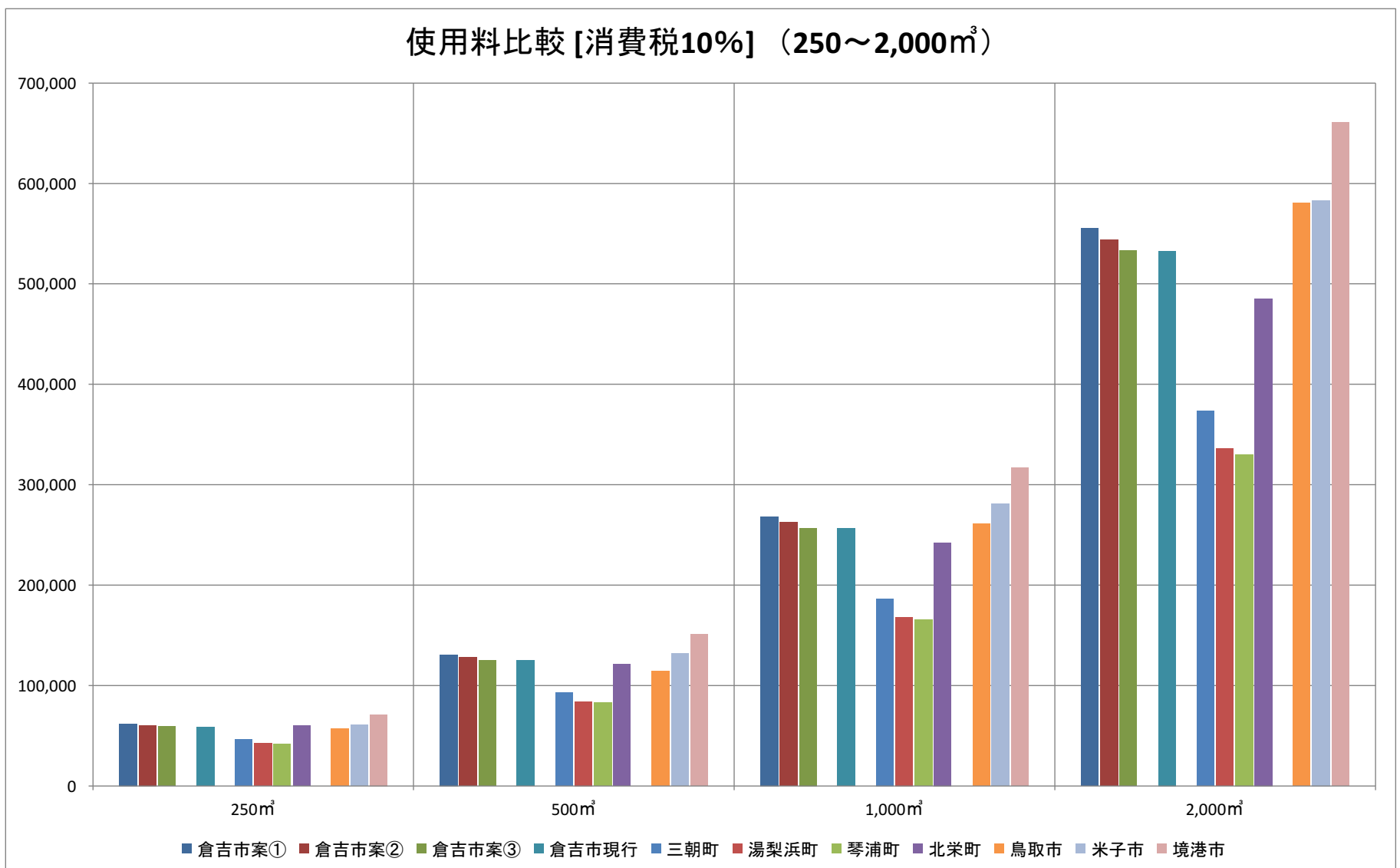
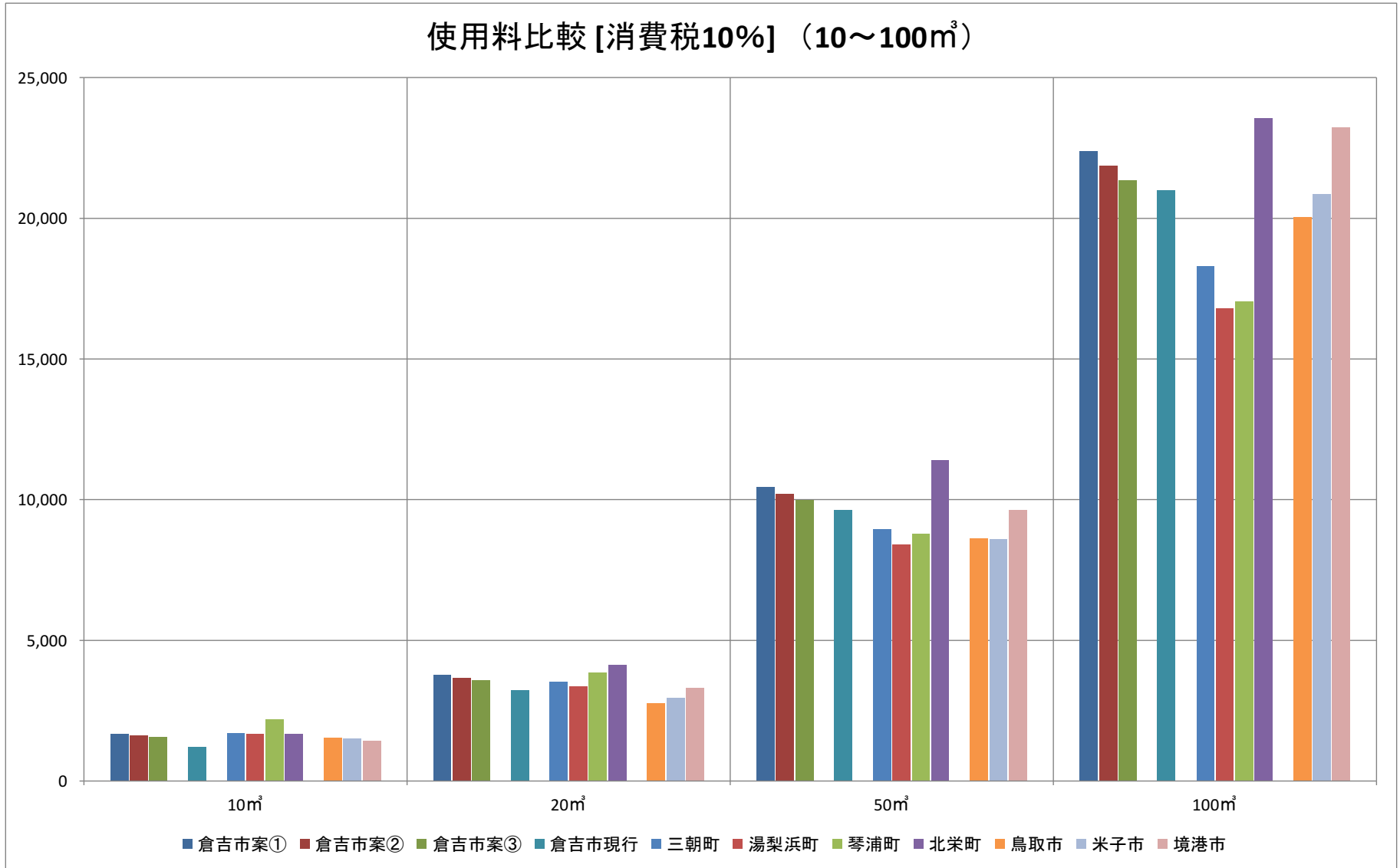
汚水量	現行(税込8%)	案 2 (税込10%)	差 額	増加率	差額(年間)
10m ³	1,188円	1,617円	429円	36.1%	5,148円
20m ³	3,164円	3,674円	510円	16.1%	6,120円
50m ³	9,450円	10,208円	758円	8.0%	9,096円
100m ³	20,628円	21,868円	1,240円	6.0%	14,880円
250m ³	57,726円	60,478円	2,752円	4.8%	33,024円
500m ³	122,526円	127,853円	5,327円	4.3%	63,924円
1,000m ³	252,126円	262,603円	10,477円	4.2%	125,724円
5,000m ³	1,336,446円	1,389,003円	52,557円	3.9%	630,684円

案 ③

汚水量	現行(税込8%)	案 3 (税込10%)	差 額	増加率	差額(年間)
10m ³	1,188円	1,562円	374円	31.5%	4,488円
20m ³	3,164円	3,575円	411円	13.0%	4,932円
50m ³	9,450円	9,977円	527円	5.6%	6,324円
100m ³	20,628円	21,362円	734円	3.6%	8,808円
250m ³	57,726円	59,147円	1,421円	2.5%	17,052円
500m ³	122,526円	125,147円	2,621円	2.1%	31,452円
1,000m ³	252,126円	257,147円	5,021円	2.0%	60,252円
5,000m ³	1,336,446円	1,361,547円	25,101円	1.9%	301,212円

水量別使用料の比較(県内市町)

汚水量	10m ³	20m ³	50m ³	100m ³	250m ³	500m ³	1,000m ³	2,000m ³
倉吉市案①	1,672	3,773	10,439	22,374	61,809	130,559	268,059	555,159
倉吉市案②	1,617	3,674	10,208	21,868	60,478	127,853	262,603	544,203
倉吉市案③	1,562	3,575	9,977	21,362	59,147	125,147	257,147	533,247
倉吉市現行	1,210	3,222	9,625	21,010	58,795	124,795	256,795	532,895
三朝町	1,705	3,520	8,965	18,315	46,365	93,115	186,615	373,615
湯梨浜町	1,675	3,356	8,397	16,800	42,008	84,022	168,050	336,106
琴浦町	2,200	3,850	8,800	17,050	41,800	83,050	165,550	330,550
北栄町	1,679	4,109	11,403	23,558	60,023	120,798	242,348	485,448
鳥取市	1,534	2,767	8,618	20,058	57,073	114,148	260,848	580,948
米子市	1,500	2,951	8,595	20,860	60,790	132,000	280,790	583,290
境港市	1,430	3,300	9,635	23,220	71,070	150,820	316,920	661,220



使用料の改定案（追加資料）

単価改定案（税抜）

汚水量区分	汚水量区分	現行 (円)	案① (円)	案①-2 (円)	案①-3 (円)	案② (円)	案②-2 (円)	案③ (円)	水量割合
0～ 10 m ³	基本	1,100	1,520	1,410	1,300	1,470	1,360	1,420	38.0%
11～ 20 m ³	従量 (1 m ³ あたり)	183	191			187		183	21.8%
21～ 50 m ³		194	202			198		194	16.1%
51～ 100 m ³		207	217			212		207	4.3%
101～ 250 m ³		229	239			234		229	5.3%
251～1,000 m ³		240	250			245		240	7.2%
1001m ³ ～		251	261			256		251	6.7%
経費回収率	—	87.8%	100%	97.5%	95%	97.5%	95%	95%	—
備 考	上げ幅	基本 ① 420円 ①-2 310円 ①-3 200円 従量 ~50m ³ : 8円/m ³ 51m ³ ~: 10円/m ³				基本 ② 370円 ②-2 260円 従量 ~50m ³ : 4円/m ³ 51m ³ ~: 5円/m ³		基本: ③320円 従量: 現行と同じ	—

前回改定時の経費回収率

ケース		H19年～ H22年	H23年～ 26年	H27年～ 30年	H31年～ 34年	H35年～ 38年
H19改定前	経費回収率	72.2%	80.7%	82.5%	83.6%	81.5%
H19改定後 (計画)	使用料改定率	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%
	経費回収率	82.8%	106.3%	124.6%	144.9%	163.1%
H19改定後 (実績)	使用料改定率	14.7%	改定なし			
	経費回収率	79.2%	86.9%	88.2%	87.8%	82.7%